

第 1 4 回法務本省等契約監視会議議事概要

開 催 日	平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日（水）
開 催 場 所	法務省大臣官房会計課会議室
出 席 委 員	野 村 豊 弘（学習院大学教授） 前 田 雅 英（首都大学東京法科大学院教授） 柿 原 理一郎（フジテレビ報道局解説委員）
審議対象期間	平成 2 5 年 4 月～同 2 5 年 7 月
審議対象契約	一般競争契約 2 1 4 件 随 意 契 約 2 4 7 件
重点審議案件	一般競争契約 6 件 随 意 契 約 1 件
委員からの主 な意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり
意 見 具 申 等	今回審議した契約については、特に意見を付するものはなく、適 正に処理されているものと思われる。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
1 「法務本省における梱包及び発送・引渡業務 一式」 契約金額 39,947,554円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問) 他に応札可能な事業者がいるように思われるが、なぜ一者しか応札者がいないのか。 2 「更生保護官署におけるテレビ会議システム機器等保守 一式」 契約金額 2,837,394円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問) 他に応札可能な事業者がいるように思われるが、なぜ一者しか応札者がいないのか。	(回答) 本件業務の仕様は、特定の者しか応札できないような特殊なものではなく、昨年度以前の同種案件の入札実績についても、複数者の応札があったものであるが、昨年度落札業者の落札金額が他社の応札金額に比べて大幅に安価であり、それを知っている他の業者が応札を回避したものと考えられる。 (回答) 本件については、平成21年度に一般競争入札によって調達を行った経年機器の保守業務であること、機器導入業者以外の会社にとっては、保守実施のためのシステム分析等の初期コストがかかること、調達規模が200万円程度と小規模であり、他社にとっては本案件へ積極的に参加する動機が乏しかったこと等が要因として考えられる。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
(質問) 情報システム機器の調達時に、最初に保守の金額まで含めて評価するのは難しいのか。 3 「法律雑誌等データベースの利用 一式」 契約金額 17,911,530円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問) 一般競争入札に適しているのか。また、一般競争入札なのに、一者応札で落札率100%ということの意味が知りたい。 4 「P F I 方式による刑事施設の運営事業及び公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営事業に関するモニタリング支援等業務 一式」	(回答) 機器は平成21年度に購入したものであり、1年間の無料保守がつくため、無料期間経過後、他社も参加可能な形で一般競争入札を実施したものである。 (回答) 入札手続に当たっては、事前に本件データベースと同種のサービスを提供する業者が複数者あることを確認しており、応札者の条件についても、特定の者に限定するものではないため、調達方法決定の際には、会計法に基づき一般競争入札を実施したものである。 一者応札で落札率が100%となったことについては、本件予定価格の積算に当たり、仕様に変更がなかったため、前年度の実績値引率等を勘案して積算を行った結果、予定価格と落札金額が一致し、落札率が100%となったものである。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
契約金額 51,450,000円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問) 一者応札となった理由は何か。	(回答) 本件の調達仕様書においては、業務の履行に必要な一定の受託条件が課せられているものの、その内容は特定の者に限るものではなく、履行可能と思われる業者が数社いたことから一般競争入札に付したものである。 一者応札の要因としては、本年度の契約業者が過去数年継続して落札していることから、他業者においては新規参入におけるノウハウの蓄積、その調査に係るコスト面等を勘案し、応札を見送ったものと思われる。
5 「出入国管理画像照会システム賃貸借一式」 契約金額 1,244,912,340円（5年総額） 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問) 一者応札となった理由は何か。	(回答) 本件は、既存機器の賃貸借期間満了による機器更新案件であるところ、入札不参加とした業者においては、既存機器の受託者ではないため、当該システムに対するノウハウがなく、リスクを抱えざるを得ないこと、システムを新規に構築することとなるためコストもかさみ、利益も低いこと等を勘案し、業者側の判断により、応札を回避したものと思われる。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
6 ①「けん銃実包」 ②「回転式けん銃等 一式」 契約金額 ①1,974,000円 ②2,733,034円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問) けん銃と実包はどの部門がどのような目的で使用するのか。どの程度の期間で買い換えなければならないのか。	(回答) 本件けん銃及び実包については，出入国管理及び難民認定法第61条の4第1項に基づき，地方入国管理官署の警備部門に配備しているものであり，同法違反外国人の摘発や護送等を担う入国警備官が，自ら又は他人の安全を守るため，必要に応じて携帯及び使用できているものである。 更新については，更新計画に基づき順次行っており，けん銃の耐用年数，使用状況等を踏まえ，適時補充について検討をしているところである。